

【電力供給に関する重要事項説明書】

この重要事項説明書は、株式会社エネサンス関東が提供する電力供給サービスの概要をお客さまに説明するものです。詳しくは、当社 HP (<https://www.enessance.co.jp/kanto/>) に掲載しております「電気需給約款」よりご確認くださいませ。

1. 契約の成立

- ・電気需給契約は、お客さまからの電気需給契約申込書によるお申し込みを受け、**当社が承諾した日**に成立します。

2. 電力供給開始予定日

- ・電力供給の開始予定日は、原則として、次回検針日（翌月）となりますが、以下の場合、次々回検針日（翌々月）以降の供給開始となることがあります。
 - ◆スイッチング申し込み手続きが、次回検針日までの申込期間内に完了できない場合
 - ◆スイッチング申し込み後、現小売電気事業者との間でマッチングエラーが発生した場合
 - ◆その他、重要事項相当の契約内容で、再度お客さまの確認が必要と当社で判断した場合

3. 電気料金および算定方法

- ・電気料金算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
- ・契約を開始した際は、電力供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、契約を終了した際は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。なお、この場合には、「電気需給約款」に定めた方法で日割計算を実施します。
- ・電気料金は、下記の【表1】【表2】【表3】の「基本料金」および「電力量料金」に「燃料費調整額」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加算いたします。詳細は、当社の電気需給約款でご確認くださいませ。

表1【電灯】【eネ！プラン1・2】（税込）

基本料金	契約電流・契約容量 種別	単 価
	契約電流 10A	295 円 24 銭
	契約電流 15A	442 円 86 銭
	契約電流 20A	590 円 48 銭
	契約電流 30A	885 円 72 銭
	契約電流 40A	1,180 円 96 銭
	契約電流 50A	1,476 円 20 銭
	契約電流 60A	1,771 円 44 銭
	契約容量 1kVA につき	295 円 24 銭
	電力量料金	電力使用量 種別
最初の 120kWh まで		30 円 00 銭
120kWh を超え 250kWh まで		35 円 53 銭
250kWh を超え 350kWh まで		36 円 08 銭
350kWh を超えて		38 円 72 銭

表2【電灯】【eネ！プラン1L・2L】（税込）

基本料金	契約電流・契約容量 種別	単 価
	契約電流 10A	295 円 24 銭
	契約電流 15A	442 円 86 銭
	契約電流 20A	590 円 48 銭
	契約電流 30A	885 円 72 銭
	契約電流 40A	1,180 円 96 銭
	契約電流 50A	1,476 円 20 銭
	契約電流 60A	1,771 円 44 銭
	契約容量 1kVA につき	295 円 24 銭
	電力量料金	電力使用量 種別
最初の 120kWh まで		32 円 01 銭
120kWh を超え 250kWh まで		33 円 77 銭
250kWh を超え 350kWh まで		34 円 76 銭
350kWh を超えて		36 円 08 銭

表3【電力（動力）】【eネ！動力プラン】（税込）

基本料金	契約電力・電力使用量および季節帯種別		単 価
		契約電力 1kW につき	
電力量料金	1 段料金 (契約電力×100kWh までの 1kWh につき)	夏季 (※)	27 円 39 銭
		その他季 (※)	25 円 85 銭
	2 段料金 (契約電力×100kWh を超える 1kWh につき)	夏季 (※)	29 円 26 銭
		その他季 (※)	28 円 71 銭

※上記【表3】の料金プランの「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間とし、「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間となります。なお、同料金プランにおいてまったく電気を使用しない月の基本料金は半額となります。

LPGガスセット割引サービス

- ・お客さまが弊社LPGガスをご利用の場合、LPGガス価格を3%割引いたします。
- ・この電気需給契約が終了した場合は、本セット割引サービスも終了いたします。
- ・ガスのご契約・ご利用状況によっては、本セット割引サービスをご利用できない場合があります。

4. 工事費等

- ・電気メーター（計量器）および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有で同社の負担にて取り付け・交換を実施します。
- ・電力供給の開始または電気需給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給約款等に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められたときは、当社は、その実費を工事負担金としてお客さまから申し受けます。

5. 契約電流・契約容量・契約電力・供給電圧および周波数

- ・契約電流は、10・15・20・30・40・50・60 アンペア（A）、契約容量は、6 から 50 キロボルトアンペア（KVA）未満、契約電力は、50 キロワット（kW）未満、もしくはこれらの組合せが 50kW 未満とし、原則として、お客さまのお申込みに基づき決定いたします。
- ・供給電圧は、100 ボルト・200 ボルト・100 ボルト/200 ボルト、周波数はいずれも 50Hz とします。

6. 電気料金のお支払い方法

- ・原則として、クレジットカードでのお支払いとなります。（当社が特に認めた場合、その他の方法によります。）
- ・料金の支払日は、クレジットカードの場合毎月 1 回、信販会社が指定する日となります。
- ・クレジットカード登録が完了するまでは、当社の定めるお支払方法にてお支払いとなります。

7. お客さまの保安等に関するご協力をお願い

- ・電気のご利用に際し、必要な設備工事などのための作業用地確保のご協力。
- ・電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）へのご協力。
- ・お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入りへのご協力。
- ・電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質維持・改善のために必要な装置・設備の施設へのご協力。
- ・電気工作物に異常もしくは故障があるまたはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更工事を行いその工事が完成した場合のその旨の通知へのご協力。

8. 契約期間

- ・ご契約期間は、需給契約が成立した日から、最初の 12 月 31 日までの間とし、期間満了までに変更のお申し出がない場合、期間満了後 1 年毎に同一条件で継続されるものとします。なお、ご契約期間中に契約を解約されても違約金等は発生いたしません。

9. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ・契約内容の変更や解約（お引越し（転居）に伴う解約については希望される日の前日まで）を希望される場合は、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。原則として、契約内容の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金はございません。
- ・契約内容の変更で電気工事および一般送配電事業者への電気工事申請を伴う契約電流等の変更の場合、工事費用が発生します。
- ・契約電流等増減変更させた後、1 年に満たないで契約電流等を再び増減させる場合、事務手数料をご負担いただきます。また、同変更作業において一般送配電事業者から当社に費用が請求された場合、費用の実費分も合わせてお支払いいただきます。
- ・電気料金プランの変更は、お客さまが変更を申し込まれ当社が承諾した場合には、変更後の電気料金プランに基づく基本料金、電力量料金を変更承諾後に到来する最初の検針日より始まる使用期間の電気料金に適用いたします。

10. 当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を改定する等により、当社が必要と判断した場合には、電気需給約款や電気料金プラン等を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社ホームページ、電子メール等でお知らせいたします。
- ・当社との LP ガス供給契約が解約された場合は、当社から本契約を解約させていただきます。
- ・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・契約を解約する場合は、契約を解除する 15 日前を目安に書面でお客さまに通知をいたします。

11. エネさんでんきサポートサービス

- ・エネさんでんきをご契約いただいたお客さまに電気のトラブルが発生した際には、業務提携先である東京電力パワーグリッド（株）が駆けつけ（東京電力 P G 管内のみ）、点検・調査・応急処置を致します。24 時間 365 日対応可能な安心サポートで、一次対応の出張費、60 分以内の通常作業費を無料で提供いたします。（別途お申し込みは不要です。）
- ・本サービスは毎月 15 日時点で「エネさんでんき」ご利用中のお客さまを対象とし、翌月 1 日から本サービスをご利用いただけます。（毎月 16 日以降、同月末日までの利用開始の場合、翌々月 1 日から利用可能となります。）その他、本サービスの詳細については、「エネさんでんきサポートサービス利用規約」をご確認ください。
（当社 HP（<https://www.enessance.co.jp/kanto/>）に掲載しております）

12. その他

- ・お客さまが現在の小売電気事業者との契約を解約する際には、違約金等の支払いが必要となる場合など、不利益が生じることがあります。詳細は、現在ご契約の小売事業者にご確認ください。
- ・電力料金の請求書の郵送を希望される場合は、165 円（税込）の郵送手数料をご負担いただきます。
- ・当社は、お客さまがお申込みをいただいた日より遅滞なく、当社会員専用ポータル『enekan-style』の ID とパスワードをメール等で通知いたします。『enekan-style』では、ご契約内容や毎月の電気料金、電力使用量をご確認いただけます。

●小売電気事業者 : 株式会社エネサンス関東（東京都港区海岸 1-2-20）
●登録番号 : A0054
●問い合わせ先 : 株式会社エネサンス関東 カスタマーセンター
TEL 03-6273-4707
受付時間 9:00~18:00（平日および土曜日）